

令和6年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日 令和6年4月1日現在の土地原簿記載地籍により賦課
- 窓口納付場所 JAてんどう本所、JA山形天神支店、本土地改良区事務所
- 振込振替 送金による振込金融機関口座に振込、指定された口座からの振替

賦課種別		令和6年度	令和5年度	比較増減	対象面積	付記
一般賦課金	一般管理費	4,000	4,000	0	491.6ha	永年含
(経常賦課金)	維持管理費	3,500	3,500	0	488.8ha	ほ場管理含
小計		7,500	7,500	0		
特別賦課金	償還整備費	2,500	2,500	0	488.8ha	
小計		2,500	2,500	0		
総計		10,000	10,000	0		

■ 期別納期限

期別	賦課納期限	口座振替日	備考
第1期	7月31日(水)	7月26日(金)	前日まで口座残高の確認をお願いします。 口座振替賦課金領収書は発行していません。必要な方はお問合せください。
第2期	9月30日(月)	9月26日(木)	
第3期	11月30日(土)	11月26日(火)	

令和6年度 農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収方法

1 土地改良区が徴収すべき金銭の額 (次の該当分の合計)

- (1) 賦課金等 ア 未納入賦課金等 ～ 該当する額
 イ 特別徴収金 ～ 該当する額

(2) 償還金等

償還金名	10a単価	対象面積
H14災害復旧事業費	799	全地区491.64ha
県営農業水利施設保全対策事業	1,831	全地区491.64ha
新農業水利システム保全対策事業	6,173	全地区491.64ha
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費	16,038	全地区491.64ha
R2災害復旧事業	0	全地区491.64ha
合 計	24,841	

(3) 土地改良区営土地改良事業に係る事業費 (後年度負担相当額)

- ア 維持管理事業以外の事業 ～ 該当事業なし
イ 維持管理事業に係るもの ～ 下記により算出
 (決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費) (施設の標準耐用年数30年分)

土地改良区営土地改良事業に係る事業費	10a単価	対象面積
決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費	640,710	全地区491.64ha
県営ほ場整備事業区域外に係る土地の維持管理費	243,470	全地区491.64ha

H元年～R04年の維持管理費(決算) 平均10a当り 21,357円×30年分 = 640,710円
 ※県営ほ場整備事業区域外に係る土地については、維持管理事業決済金10a当り243,470円

(4) 県営土地改良事業に係る分担金 (定款25条に規定する負担額) ～該当する額

2 土地改良区が支払うべき金銭の額 ～ 過誤納賦課金等該当金額

- 賦課期日 令和6年4月1日現在の土地原簿記載面積により決済する。
- 徴収期限等 農地転用等地区除外申請の許可のあった日から10日以内に徴収するものとする。
ただし、公共事業等の徴収時期については、理事会で別に定める。
- 徴収方法 三郷堰土地改良区理事長の発行する決済金納入通知書により徴収する。